

司研企第002844号

(組ろー04)

平成24年12月21日

地方裁判所事務局長 殿

司法研修所事務局長 笠井之彦

平成23年度11月期（新第65期）司法修習生の選択型実務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について（通知）

標記の自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について、別紙のとおり取りまとめましたので、執務の参考にしてください。

なお、貴地所在の地方検察庁及び弁護士会に対しては、貴庁から通知してください。

(別紙)

選択型実務修習における自己開拓プログラム修習先と審査結果等（新第65期）

【承認された修習先】

・官公庁及びその関係機関等

- ① 厚生労働省
- ② 中央労働委員会
- ③ 経済産業省
- ④ 内閣府
- ⑤ 国税庁
- ⑥ 労働局
- ⑦ 県庁・市役所
- ⑧ 県警察本部、警察署
- ⑨ 児童相談所
- ⑩ 国立大学大学院法医学教室
- ⑪ 独立行政法人
- ⑫ 裁判外紛争解決機関
- ⑬ 労働相談センター
- ⑭ 生活支援センター

・民間企業等

- ① 一般企業（銀行、保険、IT、メーカー（自動車、食品、製薬、機械等）、鉄道、商社、物流、プロ野球球団運営、資産運用、金融コンサルティング、経営コンサルティング、ソーシャルアプリ開発事業、著作権管理、介護事業等）
- ② 新聞社、放送局
- ③ 会計事務所（税理士、公認会計士）
- ④ 監査法人
- ⑤ 特許事務所

- ⑥ 司法書士事務所
- ⑦ 社会保険労務士事務所
- ⑧ 行政書士事務所
- ⑨ 土地家屋調査士事務所
- ⑩ 医療機関（病院）
- ⑪ 公益社団法人（犯罪被害者支援）
- ⑫ 一般財団法人（体育協会）
- ⑬ 特定非営利活動法人（NPO法人）（犯罪被害者支援等）
- ⑭ N G O（人権等）
- ⑮ 損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター
- ⑯ 公設弁護士事務所
- ⑰ 紛争解決支援センター運営委員会

【不承認とされた修習先】

- ① 弁護士事務所

司法修習生と弁護士の合意により弁護修習先を選択することを認めることになるため、弁護士事務所を自己開拓プログラムの修習先とすることは原則として認められない（選択型実務修習の運用ガイドラインに関するQ&AのQ19参照）。

- ② 配属修習地外の市役所、公設弁護士事務所、会計事務所、一般企業

いざれも修習先が配属修習地外であるところ、「配属修習地では履修が不可能な修習内容」があるとは認められない（選択型実務修習の運用ガイドライン第2参照）。

- ③ 修習生の親族が経営する建設設計事務所

- ④ 矯正歯科クリニック

修習内容について、法曹の活動と密接な関連が認められない。

- ⑤ 公立中学校

修習生が中学校の現場において教育の実践を行うという内容であり、法曹の活動との関連が認められない。

※ 注意事項

ここで承認された修習先として掲げた修習先と同業種の修習先であれば、直ちに承認がされるものではない。修習先の業種のみならず、修習の内容、当該司法修習生と修習先との関係等を個別に検討した上で、承認又は不承認が判断されるものであることに留意する必要がある。